

2026年5月26日

国際郵便マイページサービス ～改修点のお知らせ～

2026年6月1日（月）からの「万国郵便条約の施行規則」改正に伴う国際郵便マイページサービスの一部機能の変更等に関するお知らせです。

【お知らせ内容】

- 1、国際eパケットライトの名称変更および取扱国・地域の拡大について
- 2、税関告知書（CN22/23）の様式改正について
- 3、「印刷物」での「商品・販売品」発送について

1、国際eパケットライトの名称変更および取扱国・地域の拡大について

国際eパケットライトの名称を「国際エアパケット」に変更するとともに、取扱国・地域を拡大し、国際郵便物の発送が可能な全ての国・地域に、国際エアパケットをご利用いただけます。なお、サービス内容に変更はなく、国際郵便マイページサービス画面上に表示される名称は自動的に更新されます。

国際エアパケットロゴデザイン



- ※ 航空便の運休などに伴い、通常郵便物（航空扱い）のお引き受けを停止している国・地域があります。最新の差出可否は、[当社 web サイト](#)よりご確認ください。
- ※ なお、5月31日(日)までに作成された国際eパケットライトの送り状でも、6月1日(月)以降の発送にご使用いただけます。

2、税関告知書（CN22/23）の様式改正について

「万国郵便条約の施行規則」改正に伴い、税関告知書（CN22/23）の内容品種別を以下のとおり変更いたします。

【変更前（～2026/5/31）】		【変更後（2026/6/1～）】※	
商品見本	Commercial sample	—	—
販売品	Sale of goods	ネット販売品(通販)	E-commerce goods
		商用物品(BtoB)	Commercial goods

※ 「ネット販売品(通販) E-commerce goods」

通販サイト、eコマースでご利用の場合はこちらを選択してください。

「商用物品(BtoB) Commercial goods」

ビジネス(会社間の取引等)でご利用の場合はこちらを選択してください。

同日以降は、国際郵便マイページサービスの画面上も、変更後の内容品種別が表示され、ラベルを作成していただくと、新しい税関告知書（CN22/23）の様式で印刷されます。

なお、5月31日(日)までに作成された税関告知書（CN22/23）でも、6月1日(月)以降の発送にご使用いただけます。

【国際郵便条件表「インボイス必要枚数」欄の内訳変更】

内容品種別の変更に伴い、国際郵便条件表に記載の「インボイスの必要枚数」欄（国際小包・EMS）の表記について、以下のとおり変更いたします。

【変更前（～2026/5/31）】	【変更後（2026/6/1～）】
(1) 商品	(1) 商用物品(B to B)、ネット販売品(通販)
(2) 商品見本	(2) その他(商品見本の場合)
(3) (1)及び(2)以外の内容品	(3) (1)及び(2)以外のもの

【「商品見本」を発送される場合】

内容品種別の変更に伴い、「商品見本」は選択できなくなります。

商品見本として送る場合は、以下のとおりご対応ください。

- ・内容品種別：「その他」を選択
- ・税関告知書・インボイス詳細情報：備考欄に「Commercial Sample」と入力

なお、一部の国・地域に限り、「その他」と「商品見本」でインボイス必要枚数が異なるため、印刷枚数を「○規定枚数印刷する(国・地域の条件にあった枚数を指定します)」ではなく、「商品見本」の枚数に設定いただく必要があります。当社ウェブサイトの「[国際郵便条件表](#)」にてご確認のうえ、「インボイス印刷指定」欄2つ目の「○※枚印刷する」のプルダウンより、指定の枚数を選択してください。

税関告知書・インボイス

インボイス印刷指定 **必須**

規定枚数印刷する（国・地域の条件にあった枚数を印刷します）

1 枚印刷する

印刷しない

1～10のいずれかを選択してください。

3、「印刷物」での「商品・販売品」の発送について

商品価値のある書籍やゲームカードなどを「印刷物(Printed Matter)」で差し出された場合、名宛国税関から、「印刷物」ではなく「物品」と見なされて返送されるなどの事案が発生しています。

このため、2026年6月1日(月)より、書籍やゲームカードを内容とする「商品・販売品」の場合には、「印刷物」ではなく、物品として差し出すことができる国際エアケットや小形包装物、EMS等をご利用いただきますようお願いいたします。

今後とも国際郵便をご愛顧くださいますよう、よろしくお願いいたします。